

感染症の医療体制整備事業

1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

2 事業の概要

(1) 感染症指定医療機関の支援

一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。

①第一種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり450万円）

②第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり150万円）

※第一種感染症指定医療機関1箇所、第二種感染症指定医療機関7箇所（二次医療圏に1箇所）

(2) 患者等の移送体制の整備

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。

(3) 患者等の人権擁護

感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：40名）を設置する。

(4) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ（強毒性）の発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。

①入院医療機関への支援

県の要請により重症患者等の受け入れのために病床を確保した医療機関に対する支援

②発生時の初動対策

発生時に感染拡大防止対策、帰国者・接触者相談センターの設置、患者移送、広報等の対策を実施する。

3 平成25年度予算額

281,064千円

（担当課 薬事衛生課）

食品衛生対策推進事業

1 趣 旨

食品等に起因する健康被害を防止するため、食品衛生法等に基づく許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成及び消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

(1) 食品等の収去検査

県内で製造、流通、販売されている食品や県内産の農産物及び輸入食品等を収去し、それらに含まれる食品添加物や残留農薬等の検査を実施する。

(2) BSE検査等のと畜検査

県内のと畜場でと殺、解体される牛及び豚等のと畜検査を実施するとともに、牛についてはBSE検査を行い、食肉の安全及び安心の確保を図る。

(3) 食品関係事業者の指導・育成

飲食店等、食品営業施設への立入調査や食品衛生責任者講習会、食品衛生推進員の研修等を通じて、衛生知識の普及や食品衛生の確保を図る。

(4) 消費者に対する衛生知識の普及

食品衛生に関する正しい知識や食品表示に関する深い知識を啓発するため、次の取組みを行う。

・研修会・講習会の開催

・新聞やTVを媒体とする情報発信

・食品関係事業者らと開催するリスクコミュニケーション

3 平成25年度予算額

44,371千円

（担当課 薬事衛生課）